

# 栗山町製造事業者支援金概要

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格高騰等により、大きな影響を受けている町内の製造事業者に対し、事業継続と経営維持を支援する為、支援金を支給します。

## ◆支援対象事業者・支給要件◆

- ①令和4年6月1日以前から、町内に製造事業場を有し、製造業の営業の実態がある法人又は個人事業主。  
※本社が町外であっても、町内に営業実態のある製造事業場を有している場合は対象となります。  
※個人事業主は町内に住所を有している場合に限りです。
- ②栗山町運送事業者支援金及び栗山町宿泊事業者支援金の支給を受けていないこと。
- ③今後も事業を継続する意思があること。

### 本事業における製造業者の定義

- ・日本標準産業分類の大分類「製造業」に示す製造業を営む事業者。主な製造業の例  
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、金属製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、繊維工業 等

### 製造と販売を伴う業種の判定について

- ・日本標準産業分類では、製造と販売を伴う業種の分類について、以下のような考え方が示されています。
  - 例1：製造して、事業者に卸している場合  
⇒ 製造業 ⇒ 支援金対象となります。
  - 例2：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合  
⇒ 製造業 ⇒ 支援金対象となります。
  - 例3：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によって、その場で消費者に販売している場合  
⇒ 小売業 ⇒ 対象となりません。

- ・このような考え方に基づくことから、製造小売業は本支援金の対象となりません。一般的に小売業に分類されるものとして、以下のようなものがあります。

#### 【小売業に分類される例（本支援金の対象とならない例）】

パン屋、豆腐屋、食肉店における惣菜販売、鮮魚店、青果店、和・洋菓子店、弁当販売店、ハンバーガー・ピザ・クレープ・氷菓子販売店、移動販売店等

申請期限

令和4年9月30日（金）まで

## ◆ 支援金額 ◆

1 事業者 20 万円

## ◆ 申請に必要な書類 ◆

- 栗山町製造事業者支援金申請書
- 誓約書
- 製造活動を行っていることがわかる書類（税務署等受付印があるもの）

法人	<input type="checkbox"/> 令和3年分確定申告書 別表一の控えの写し <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書の控え（両面）の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 ※許認可証を有する場合は不要。
個人	<input type="checkbox"/> 令和3年分確定申告書B 第一表の控えの写し <input type="checkbox"/> 青色申告 所得税青色申告決算書の控え（両面）の写し <input type="checkbox"/> 白色申告 収支内訳書の控え（両面）の写し

※状況に応じて、追加書類が必要となる場合がございますのでご了承ください。

- 許認可証（許認可を要する製造業の業種に限る。）

（例）

食料品製造業（菓子製造業、酒類製造業、麺類製造業、食肉製品製造業、酒母・もろみ製造業等）

化学工業（第1種高圧ガス製造業、医薬品・医薬部外品・化粧品製造業等）

石油製品・石炭製品製造業（揮発油特定加工業、軽油特定加工業）

窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業等

- 通帳の写し（見開き1ページ目）

- 本人確認書類（申請担当者）

運転免許証、マイナンバーカード（通知カード含む）、パスポート、健康保険証等

- 印鑑

## ◆ 申請場所及び問い合わせ先 ◆

栗山町松風3丁目252番地  
栗山町ブランド推進課 商工・労働グループ  
☎ 0123-73-7516